

# 第3期三木町子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度 ~ 令和11年度)

## 第2版 概要

令和8年3月

三木町

## 1 計画策定及び見直しの目的

国は、すべての子どもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現をめざし、社会全体で子ども施策を推進していくことを目的とした「こども基本法」を令和5年4月に施行しました。

本町においては、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、令和7年3月に「第3期三木町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」という。）」を策定し、第2期計画によるこれまでの取り組みとその成果を尊重しつつも、子どもと子育て世代をめぐる諸課題を解決する道筋をつけ、子育てに喜びや楽しみが感じられる社会、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた「安心して子どもを産み育てられるまち・みき」を基本理念とし、様々な取り組みを進めているところですが、今般、令和8年度より全国で実施が始まる「こども誰でも通園制度」について子ども・子育て支援法等の一部が改正されたことにより、本計画の見直しを行うこととしました。

なお、国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」により「（略）市町村は、（略）計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。（略）」と規定されています。第3期となる本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としており、令和9年度は計画期間の中間年にあたることから、計画の見直しを行う予定です。

また、本計画の最終年度である令和11年度には、それまでの成果と課題などを踏まえて、新たに次期5年間の計画を策定します。

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第2期計画									
		中間 見直し		改定	第3期計画				
					第1回 見直し		中間 見直し		改定

## 2 見直しの概要

見直しの概要は、以下のとおりです。ページ番号は計画書のページを示しています。

### <第7章 量の見込みと確保方策>

#### 1. 教育・保育提供区域の設定・・・50 ページ

##### 【見直し内容】

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）が令和8年度以降、地域子ども・子育て支援事業から乳児等のための支援給付として改められることから位置付けを変更。

図表 29 本町における教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	認定こども園・幼稚園・保育所（園）
	地域型保育事業	小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育
乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）		町全域
地域子ども・子育て支援事業	1) 利用者支援事業	町全域
	2) 地域子育て支援拠点事業	町全域
	3) 妊産婦健康診査事業	町全域
	4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）	町全域
	5) 養育支援訪問事業	町全域
	6) 子育て短期支援事業	町全域
	7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	町全域
	8) 延長保育事業	町全域
	9) 一時預かり事業	町全域
	10) 病児保育事業	町全域
	11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	町全域
	12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	町全域
	<del>13) 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）</del>	町全域
<del>413) 妊婦等包括相談支援事業</del>	町全域	
<del>4514) 産後ケア事業</del>	町全域	
<del>4615) 子育てホームヘルプサービス事業（子育て世帯訪問支援事業）</del>	町全域	

本計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設や乳児等通園支援制度、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を記載します。

【見直し内容】

4. 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の充実を新規追加。

## 4. 乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の充実

〔事業の概要〕

保護者の就労有無や理由を問わず、保育所等に通っていない家庭の子ども（生後6か月～3歳児未満）を保育所等の施設で預かりを行うことで、家庭とは異なる経験や集団生活の機会を経て子どもの成長を促す制度であり、令和7年4月より開始されています。

〔量の見込みの算出方法〕

(ア) 「必要受入れ時間数」について

<基本的な算出式>

対象年齢（※1）の未就園児数 × 月一定時間（※2）

（※1）対象年齢は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における対象者を踏まえ、0歳6か月から満3歳未満と仮定する。

（※2）月一定時間は、こども誰でも通園制度の本格実施を見据えた試行的事業における上限を踏まえ、10時間と仮定する。

(イ) 「必要定員数」について

<基本的な算出式>（小数点以下切り上げ）

必要受入れ時間数 ÷ 定員一人1月当たりの受入れ可能時間数（※3）

（※3）月176時間（8時間×22日）を基本とする。

上記（ア）の計算結果を（イ）で除じる

〔量の見込み（必要定員数）〕

単位：人回

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳6か月～1歳未満	4	3	3	3	3
1歳以上～2歳未満	4	4	4	4	3
2歳以上～3歳未満	2	2	2	2	2

※年間の量の見込み（延べ人数）は、必要定員数に12か月を乗じた数

〔確保の方策〕

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
対象数（人回）	0	3	9	9	8
実施場所（所）	0	1	2	2	2

- 本町では令和8年度より大宮保育園において実施します。また、令和9年度からは、町立認定こども園にも整備を行い、利用を希望する保護者及び子どもに対応していきます。
- 町内の教育・保育施設等と連携し、こども誰でも通園事業の利用が終了する満3歳以上の児童が円滑に教育・保育施設等へ移行できるように支援を行います。